

日本学生支援機構からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生に対する緊急支援について

希望する学生は、以下を確認のうえ締切日の1週間前までに学生支援課 厚生係まで申し出てください。

※書類の提出に時間がかかりますので、早目に申し出てください。

(1) 卒業予定期を超えて在学している者を対象とした第二種奨学金の貸与について

◆第二種奨学金の貸与（貸与期間は最大1年間）

【対象者の要件】①第二種奨学金の貸与を受けていない者

②第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者

③新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けたこと、又は就職先がきまらないことで、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することになった者
（新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由により、卒業予定期を超えて在学する者は推薦の対象となりません。）

【貸与始期】 2022年10月～2023年3月の希望月を選択

【締切日】 2022年10月24日（月）

(2) 休学しボランティアに参加する等の活動を行う者を対象とした第二種奨学金の貸与について

◆第二種奨学金の貸与（当該休学期間における貸与期間は最大1年間）

【対象者の要件】①第二種奨学金の貸与を受けていない者

②第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者

（第一種奨学金の貸与を受けている者は併用貸与の基準をみたしていること）

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学しボランティアに参加する等活動を行っている又は活動予定である者

※申請時において既に活動が終了している者は対象外

※社会的貢献活動、専攻分野のプラスになる、自己の人間形成に役立つ等、有意義であると認められる活動であること

【貸与始期】 休学期間における活動開始年月（2022年10月～2023年3月）を選択

【締切日】 2022年10月24日（月）

(3) 休学しボランティアに参加する等の活動を行う者を対象とした第二種奨学金の継続貸与について

◆第二種奨学金の継続貸与（活動を開始した月から最大1年間、休学中も継続貸与できます）

【対象者の要件】①2022年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2022年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者

※申請時において既に復学している者は対象外

※社会的貢献活動、専攻分野のプラスになる、自己の人間形成に役立つ等、有意義であると認められる活動であること

【提出期間】 当該活動を行う2ヶ月前から当該活動を開始後2月後まで

【最終締切日】 2023年2月10日（金）

(4) まとまったお金が必要となった学生を対象とした貸与奨学金の期日前交付について

◆12月の貸与奨学金振込日(2022年12月9日)に1月分及び2月分を期日前に振り込みます。

(12月に3ヶ月分の貸与奨学金を振り込みます。)

【対象者の要件】①すでに第一種奨学金・第二種奨学金の貸与を受けている者

※利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合もあります。

【締切日】 2022年11月10日(木)

(5) 収入が減少した学生を対象とした緊急特別無利子貸与型奨学金について

◆第二種奨学金制度を活用し、実質無利子(0.0%)で貸与

【対象者の要件】①第二種奨学金の貸与を受けていない者

②第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしている者

③その他、家庭から多額の仕送りを受けていない等、確認事項があります。

【締切日】—2023年1月24日(火)— 【締切日】2023年2月24日(金) 延長しました

担当(提出先)・お問い合わせ 学生支援課 厚生係

※書類の提出に時間がかかりますので、早目に申し出てください。